

寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和4年12月13日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第26号

寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年寒川町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条及び第13条を次のように改める。

（報酬）

第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員には、次により年額報酬を支給する。

団長 年額 156,200円

副団長 年額 138,000円

分団長 年額 122,000円

副分団長 年額 74,100円

部長 年額 56,100円

班長 年額 51,100円

団員 年額 47,700円

3 団員が災害、訓練等（点検、研修、広報活動等の災害以外の活動をいう。）の職務に従事する場合には、次により出動報酬を支給する。

災害の場合 1日につき 8,000円

災害以外の場合 1日につき 4,000円

4 前項の規定にかかわらず、1日の職務に従事する時間が4時間未満の場合における

出勤報酬の額は、次のとおりとする。

災害の場合 1日につき 4,000円

災害以外の職務の場合 1日につき 2,000円

- 5 報酬の支給方法については、寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年寒川町条例第19号）第3条を準用する。

（費用弁償）

第13条 団員が公務のため旅行した場合には、費用弁償を支給し、その額及び支給方法は、寒川町職員の旅費に関する条例（昭和38年寒川町条例第7号）に定める8級の職員の旅費の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第3項及び第4項の規定は、施行日以後に団員が災害（改正後の条例第8条に規定する災害をいう。以下同じ。）、訓練等（改正後の条例第12条第3項に規定する訓練等をいう。以下同じ。）の職務に従事する場合における出勤手当について適用し、同日前に団員が災害、訓練等の職務に従事する場合における出勤手当については、なお従前の例による。